

○三豊市公害防止条例

平成18年1月1日

条例第151号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 公害の防止に関する責務(第3条―第5条)
- 第3章 公害の防止に関する市の施策(第6条―第13条)
- 第4章 規制措置(第14条―第22条)
- 第5章 公害防止協定(第23条)
- 第6章 雑則(第24条―第26条)
- 第7章 罰則(第27条―第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、事業者及び市の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びにその施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、三豊市環境基本条例(平成18年三豊市条例第150号)第2条第3項に規定する公害をいう。

- 2 この条例において「ばい煙等」とは、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下をいう。
- 3 この条例において「工場等」とは、ばい煙等を発生又は排出するおそれがある工場及び事業場であって規則で定めるものをいう。
- 4 この条例において「指定施設」とは、工場等に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、又は排出する施設であって規則で定めるものをいう。
- 5 この条例において「規制基準」とは、ばい煙等の許容限度(構造並びに使用及び管理に関する基準を含む。以下同じ。)をいう。

第2章 公害の防止に関する責務

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、公害の防止に関する法令(以下「法令」という。)、香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年香川県条例第1号。以下「県条例」という。)及びこの条例の規定に違反しない場合においても、そのことを理由として公害の防止について最大の努力をすることを怠ってはならない。
- 3 事業者は、工場等の敷地内において緑化を図る等環境の整備に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国及び県の施策に準じて施策を講ずるとともに、市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、生活環境を保全するため、常に公害を発生させることのないよう努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第3章 公害の防止に関する市の施策

(自然環境の保護)

第6条 市は、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。

(地域開発等における公害の防止)

第7条 市は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

(土地の合理的な利用の調整等)

第8条 市は、公害を防止するため、土地の合理的な利用の調整を図るとともに、緩衝地帯及び下水道その他の公共施設の整備を推進しなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第9条 市は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(測定結果の公表)

第10条 市は、大気汚染、公共用水域の水質汚濁等の状況を公表しなければならない。

(事業者に対する援助)

第11条 市は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善について必要な、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

(苦情の処理)

第12条 市は、公害に係る苦情について市民の相談に応じ、関係行政機関と協力して、その適切な処理に努めなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、公害の防止を図るため、必要と認めるときは、他の地方公共団体の協力を求め、又は他の地方公共団体の協力の求めに応じなければならない。

第4章 規制措置

(規制基準の設定)

第14条 市長は、公害を防止するため、法令及び県条例で定めのあるものを除き、ばい煙等の規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により、規制基準を定めようとするときは、別に定める審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第15条 指定施設又は工場等において、ばい煙等を発生し、又は排出するものは、規制基準を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、一の施設又は工場若しくは事業場が指定施設又は工場等となった際にその施設又は工場若しくは事業場を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設又は工場若しくは事業場において発生し、又は排出されるばい煙等については、当該施設又は工場若しくは事業場が指定施設又は工場等となった日から6月間は、適用しない。

(工場等の届出)

第16条 工場等を設置しようとする者は、その設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 公害防止の措置
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 一の工場又は事業場が工場等となった際にその工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該工場又は事業場が工場等となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(指定施設の設置の届出等)

第17条 工場等に指定施設を設置しようとする者は、その設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項にあわせて、次の事項を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 指定施設の種類及び数量
- (2) 指定施設の構造
- (3) 指定施設の使用方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 一の施設が指定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が指定施設となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(勧告)

第18条 市長は、この条例に定める規制基準を超えてばい煙等を発生し、又は排出している場合及び発生又は排出するおそれがある場合は、事業者に対し、施設の改善若しくは防止設備の設置又は処理方法の改善等について、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を講じないときは、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、措置前に弁明の機会を与えなければならない。

(措置の届出)

第20条 前2条の規定による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置を講じたときは、速やかに市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(事故時の措置)

第21条 工場等を設置している者は、事故により、被害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、その旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(指導)

第22条 市長は、法令、県条例及びこの条例の規制を受けないばい煙等により、被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該被害に係るばい煙等が発生し、又は排出する者に対し、公害の防止について必要かつ適切な指導を行うことができる。

第5章 公害防止協定

(公害防止協定の締結)

第23条 市長は、工場及び事業場の規模、業態の特殊性等を考慮して、公害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、公害防止協定(以下「協定」という。)を締結するよう申し入れることができる。

2 事業者は、市長から前項の規定による協定の締結の申入れがあったときは、これに応じなければならない。

第6章 雑則

(報告及び立入検査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(県への措置要請)

第25条 市長は、法令及び県条例に定める施設から発生し、又は排出するばい煙等により、被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、県に対し、法令及び県条例の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

第7章 罰則

第27条 第19条の規定による命令に違反した者は、5万円の過料に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円の過料に処する。

(1) 第16条及び第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第24条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 第20条及び第21条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、1万円の過料に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山本町美しく住みよいまちづくり条例(平成16年山本町条例第4号)、三野町環境保全条例(平成8年三野町条例第13号)、詫間町環境保全条例(昭和50年詫間町条例第660号)又は仁尾町公害防止条例(昭和50年仁尾町条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他行為は、それぞれにこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。